

東京大学外国人留学生特別奨学制度実施要項

令和4年1月6日

総長裁定

改正 令和5年3月28日

(目的)

第1条 東京大学外国人留学生特別奨学制度（以下「東京大学フェローシップ」という。）は優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費を支給することにより、学位取得を目指した本学での学修・研究への取り組みを支援するとともに、特に優秀な私費外国人留学生の受入れを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(受給資格)

第3条 東京大学フェローシップの受給者は、本学の大学院に入学する私費外国人留学生のうち、特に優秀な者とする。ただし、受給期間中は、授業料免除との併用及び奨学厚生を担当する理事（以下「担当理事」という。）が指定する奨学金等との併給はできない。

(採用見込数)

第4条 担当理事は、別に定めるところにより、各研究科及び大学院教育部の当該年度における採用見込数を決定し、各研究科及び大学院教育部の長（以下「部局長」という。）に通知する。

(候補者の推薦)

第5条 部局長は、受給者の候補について、当該年度における採用見込数の範囲内で、担当理事に推薦することができる。

(受給者の決定)

第6条 担当理事は、部局長から推薦のあった受給者の候補について、担当理事が別に定める基準に基づく審査により、受給者を決定し、その旨を当該部局長に通知する。

(研究奨励費)

第7条 研究奨励費（以下「奨励費」という。）は、月額20万円を支給する。

(支給期間)

第8条 奨励費の支給期間は、東京大学大学院学則（昭和28年3月17日評議会可決）第2条に定める標準修業年限まで（研究生にあっては、その研究期間（ただし、支給開始日から1年間を超えることができない。))とする。

(支給方法)

第9条 奨励費は、在籍確認の上、四半期毎に、受給者名義の預金口座へ振込みの方法により支給する。

(支給の停止及び再開)

第10条 受給者が、休学又は1ヵ月以上にわたり欠席する場合には、部局長は、速やかにこれを証する書類を担当理事に届け出るものとし、担当理事は、これに基づき奨励費の支給

を休止する。

- 2 前項の規定により奨励費の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を担当理事に届け出たときは、担当理事は、これに基づき奨励費の支給を再開することができる。

(支給の打ち切り)

第11条 受給者が、次のいずれかに該当するときは、部局長は、速やかにこれらの事実を証する書類を添えて担当理事に届け出るものとし、担当理事はこれらの事実を確認の上、奨励費の支給を打ち切るものとする。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学年末の研究成果の報告を怠ったとき。
- (4) 前各号のほか、学業成績不良等、受給者として適当でない事実があったとき。

(奨励費の返納)

第12条 担当理事は、前条及び第15条第2項の規定により奨励費の支給を打ち切った場合に、既に支給した奨励費の全部又は一部を返納させることができる。

(奨励費の辞退)

第13条 受給者は、奨励費の辞退を申し出ることができる。

(異動の届出)

第14条 受給者の住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったときは、部局長は、速やかにこれを担当理事に届け出なければならない。

(指導教員の評価書等の提出)

第15条 部局長は、学年末に、定められた様式に従って、受給者の成績証明書（研究生にあつては部局長が特に優秀と判断する理由書）と研究経過報告書、指導教員の評価書を担当理事に提出しなければならない。

- 2 担当理事は、提出された書類を確認し、学業成績が不良であると認める場合は、当該受給者に対する奨励費の支給を打ち切ることができる。

(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか、東京大学フェローシップの実施に関して必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この裁定は、令和4年1月6日から実施する。

附 則

- 1 この裁定は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この裁定の実施の際、現に廃止前の東京大学外国人留学生特別奨学制度実施要項（平成30年3月29日役員会承認）の適用を受ける学生に対する奨励費の取り扱いについては、なお従前の例による。この場合において、同要項中グローバルキャンパス推進本部長とあるのは、奨学厚生を担当する理事と読み替える。